

# 議題 1

令和3年9月29日  
総務部学事課

## 過大規模校の新入学児童を対象とした指定学校変更申請について（報告）

令和3年度以降の入学者を対象に、指定学校変更許可基準（保護者の申請に基づき、教育委員会が指定した学校の変更を相当と認める事由を列挙したもの。次ページ参照）を昨年度改正し、「過大規模校が指定学校で、その隣接校に入学したいため（新入学生の場合で、空き教室がある等、学校教育活動に支障がない学校への変更に限る。）」を追加した。

この事由に基づく令和3年度新入学児童の申請状況及び令和4年度新入学児童の対象校等は以下のとおりである。

### 1 令和3年度新入学児童の申請状況

対象校（指定学校）	申請者数	受入れ校（入学できる隣接校）【内訳】※1
井口小学校※2	11名	井口明神小学校【9名】、五日市東小学校【2名】
川内小学校	3名	中筋小学校【2名】、梅林小学校【1名】
伴小学校	5名	伴東小学校【4名】、伴南小学校【1名】
祇園小学校	4名	大町小学校【1名】、原小学校【3名】
山本小学校	2名	長東小学校【2名】
春日野小学校	0名	—
合計	25名	

※1 全員が申請に基づき受入れ校に入学している。

※2 指定学校の変更により学級増が不要となった。

### 2 令和4年度新入学児童の対象校等

対象校（指定学校）	児童数（5月1日現在）	受入れ校（入学できる隣接校）
牛田小学校	1,208人	早稲田小学校、牛田新町小学校、尾長小学校、白島小学校
宇品小学校	1,223人	宇品東小学校、翠町小学校、元宇品小学校
井口小学校	1,011人	鈴が峰小学校、井口明神小学校、井口台小学校、五日市東小学校、五日市南小学校
川内小学校	1,137人	緑井小学校、中筋小学校、古市小学校、梅林小学校、口田東小学校、口田小学校
伴小学校	1,085人	安北小学校、安西小学校、伴東小学校、大塚小学校、伴南小学校、久地南小学校
祇園小学校	1,018人	古市小学校、大町小学校、長東小学校、原小学校、原南小学校、長東西小学校
山本小学校	1,022人	
春日野小学校	1,171人	

※ ゴシックは新規指定学校及び受入れ校である。

#### 【制度周知のためのスケジュール】

8～9月：保育園・幼稚園にチラシを送付、ホームページの更新、就学時健康診断の案内にチラシを同封

10月：「ひろしま市民と市政」に記事を掲載

1月：入学通知書にチラシを同封

【参考】

○ 指定学校変更許可基準

事由
○ <b>住所移転予定地の学校へ入学または転校したいため</b> おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
○ <b>学期・学年中途における転居のため</b> 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
○ <b>下校後保護者不在のため（小学生で申請学校区内に保護承諾者がいる場合）</b> 下校後に保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小学校への通学を希望する場合
○ <b>指定学校に特別支援学級が未設置のため</b> 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
○ <b>院内（病弱）学級入級のため</b> 院内学級設置病院に入院し、院内学級への入級することが適当な場合
○ <b>指定学校変更許可区域に居住のため</b> 指定学校変更許可区域に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
○ <b>教育上の配慮が必要なため</b> いじめ、不登校又は身体的理由等やむをえない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
◎ <b>過大規模校が指定学校で、その隣接校に入学したいため（新入学生の場合で、空き教室がある等、学校教育活動に支障がない学校への変更に限る。）</b> 過大規模校が指定学校で、その隣接校への入学を希望する場合
○ <b>通学区域外の児童生徒を募集している学校に入学または転校したいため</b> 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて就学を希望する場合、または小中一貫教育校へ就学を希望する場合

○ 学校教育法施行令（抜粋）

第五条 略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 略

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。